

世田谷区子どもの権利擁護機関相談・調査専門員会計年度任用職員募集要領

- 1 採用職種 子どもの権利擁護機関相談・調査専門員
- 2 主な職務 子どもの権利擁護機関せたがやホッと子どもサポート(せたホッと)において、子どもの権利擁護委員を補佐し、子どもの権利侵害に関する救済と問題解決を図るための以下の業務
- (1) 電話、メール、面接等による相談対応、記録作成（パソコン入力）
 - (2) 関係機関との連絡、調整
 - (3) 子どもの権利擁護普及のための啓発活動（学校や児童館等に出向き、講話することもある）、企画・資料作成
 - (4) その他子どもの権利の擁護に関し、所属長の指示する事項

- 3 応募資格 以下の要件を満たす者
- (1) 相談・調査専門員の職務を遂行するため、子どもの権利擁護に関する必要な知識、能力及び経験を有すると認められる者
 - (2) 社会福祉士、精神保健福祉士、教員若しくは臨床心理士、公認心理師の資格若しくは免許を有する者又はこれらと同等の資格を有する者
 - (3) 事務処理（Excel、Word、outlook メール等のパソコン操作を含む）について、一定程度の能力を有する者
 - (4) 職務に意欲のある者
- なお、以下の地方公務員法等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条(欠格条項)】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- (4) 日本国憲法施行の日〔昭和22年5月3日〕以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません(心身耗弱を原因とするもの以外)

- 4 勤務条件
- (1) 身 分 会計年度任用職員（月額）
 - (2) 任用期間 令和7年8月1日～令和8年3月31日
- ※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、再度の任用を

する制度があります。

(3) 報 酬 月額261,013円(地域手当相当分含む)

※1 令和7年度(予定)の額。

※2 旅費は別途支給します。

(4) 期末・勤勉手当 一定の要件を満たす場合、期末・勤勉手当を支給

(5) 勤務日数 月16日勤務を基本とし、所属長が指定します。※1

(6) 勤務時間 1日7時間30分勤務とし、①平日11時45分～20時15分 ②土曜9時45分～18時15分を基本とするが、職務上の対応で必要な場合など、平日9時45分～18時15分も可能とする。(いずれも休憩1時間含む。日曜、祝休日、年末年始は休み)※2

※1、2 勤務日及び勤務時間の割り振りについては職務実態に応じて所属長が定める。

(7) 通勤手当 月額55,000円を上限に実費支給する。

(8) 休 暇 有給休暇 14日(任用月により減あり。)

夏季休暇 4日(任用月により減あり。)

※その他慶弔休暇等の制度あり

(9) 社会保険 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、介護保険

(10) その他 ・公務災害補償等の適用あり。

・地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがある。

・勤務場所は、原則、敷地内禁煙です。

5 採用人数 若干名

6 勤務場所 世田谷区立子ども・子育て総合センター
(世田谷区宮坂3-15-15 小田急線経堂駅 北口より徒歩7分)

7 申込期間 令和7年4月28日(月)～令和7年6月4日(水)午後5時まで※必着

8 申込方法 下記AまたはBの方法による。

A 郵送・持参申請

- ・「11 問合せ先」窓口へ、指定様式の「申込書兼履歴書」、「課題論文」、「資格者証(写し)」及び「世田谷区における勤務経歴等確認票」を郵送又は持参の方法により申し込む(持参の場合は土・日・祝日を除く)。

B オンライン申請

- ・区ホームページの職員募集内リンク先の申請フォームより入力、書類等添付し、送信する。

A、B共通

- ・「申込書兼履歴書」に①写真もれ②記入もれ③事実相違があった場合は、選考対象外とする場合がある。

- ・提出書類の作成に不明な点がある場合、書類提出後にやむを得ず申込内容を訂正する場合、又は採用選考を辞退する場合は、すみやかに、下記「11 問合せ先」まで連絡すること。
- ・選考書類は、選考及び任用目的以外には使用しない。また、選考書類は返却しない。

9 選考方法 以下のとおり実施する。

及び日程 (1) 第一次選考

方 法：書類選考

申込書兼履歴書、論文(課題：「あなたが子どもの権利保障で大切だと考えていること」、資格者証(写し)、世田谷区における勤務経歴確認票を基に選考する。

(2) 第二次選考

方 法：面接選考(個別面接)

日 付：令和7年6月19日(木)

※その他詳細は、第一次選考合格者に通知する。

10 選考結果 (1) 第一次選考の結果通知は、令和7年6月9日(月)発送予定

(2) 第二次選考の結果通知は、令和7年6月20日(金)発送予定

※ 選考結果に関する問い合わせには、一切回答しない。

11 問合せ先 世田谷区子ども・若者部 子ども・若者支援課

子どもの権利擁護担当

せたがやホッと子どもサポート事務局

電話03(3439)8415

〒156-0051 世田谷区宮坂3-15-15

世田谷区立子ども・子育て総合センター(3階)

※お問い合わせは、平日の午前9時から午後5時までをお願いします。